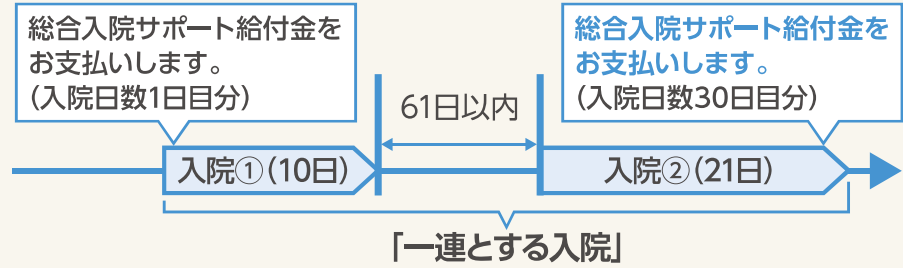


総合入院サポート給付金のお支払い 【2回以上入院した場合】

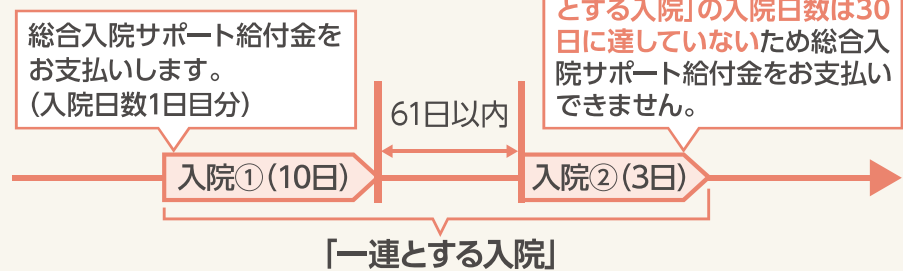
○
お支払い
できる場合

「肺炎」により**10日間入院**し、その入院の退院日からその日を含めて**61日以内に**「交通事故による骨折」で**21日間入院**した場合



✕
お支払い
できない場合

「肺炎」により**10日間入院**し、その入院の退院日からその日を含めて**61日以内に**「急性胃腸炎」で**3日間入院**した場合



解説

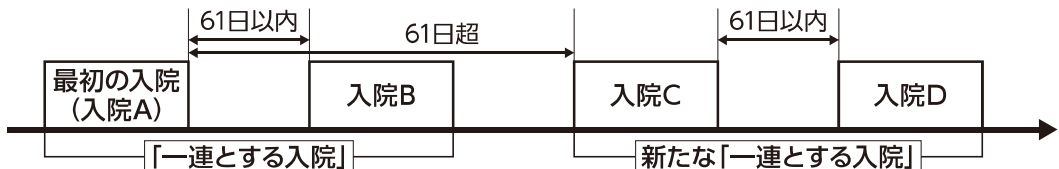
- 総合入院サポート給付金は、最初の入院とその入院の退院日からその日を含めて61日以内に開始した入院は、入院の原因を問わず、それらをあわせて「一連とする入院」として取り扱います。
- 「一連とする入院」につき、合算した入院日数が1日、30日、60日の各日数に達した場合、総合入院サポート給付金をお支払いします。(支払限度通算60回)



「一連とする入院」について

- 入院を2回以上された場合、最初の入院の退院日からその日を含めて61日以内に開始した入院は、入院の原因を問わず、それらをあわせて「一連とする入院」として取り扱います。

「一連とする入院」の取り扱い例



- 2023年6月1日以前にご加入の場合は、お支払いするための要件が異なりますので、ご注意ください。